



2026 年 7 月 7 日

各 位

会 社 名 燦ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 播島 聡
(コード番号 9628 東証プライム)
問合せ先 取締役執行役員 横田 善行
経営企画部長
(TEL 06-6226-0038)

当社非連結子会社における健康保険法等に基づく療養費の 受領委任に関する過大請求事案のお知らせ

当社の非連結子会社である株式会社クニカネクスト（以下「クニカネクスト」といいます。）は、訪問医療マッサージサービスを展開しています。

当社は、2025（令和 7）年 6 月 2 日に株式会社クニカ・マネジメントからクニカネクストの発行済株式の全部を譲り受け、子会社化して以降、2025（令和 7）年 12 月 31 日までの間、クニカネクストの前代表取締役社長に療養費請求にかかる受領委任業務全般を業務委託しておりました。

しかしながら、2026（令和 8）年 1 月に前代表取締役社長との業務委託が終了したことに伴い、クニカネクストの担当者が受領委任業務の引継ぎを受けたところ、以下のとおり、療養費の受領委任に関して過大な請求が行われていたこと（以下「本件行為」といいます。）が判明いたしました。

本件行為の概要を含めた社内調査の結果、再発防止策等については以下のとおりです。

本件行為により、利用者さま及び関係各位には多大なご迷惑をお掛けしたことを深くお詫び申し上げます。

1. 本件行為の概要について

今回判明した事案は、利用者さまから療養費の受領の委任を受けたクニカネクストの施術所（埼玉県川越市、東京都府中市、京都市伏見区及び大阪府守口市の 4 か所）において、株式譲渡を受ける以前の 2021（令和 3）年 1 月から、前代表取締役社長から受領委任業務の引き継ぎを受けた直後である 2026（令和 8）年 2 月までの間、健康保険等に基づく療養費を保険者に対して過大に請求していたものです。

※クニカネクスト（本社：京都市伏見区深草西浦町 1-40 アヴォンリー1F）は、訪問医療マッサージサービスを埼玉県川越市、東京都府中市、京都市伏見区、大阪府守口市及び滋賀県大津市の 5 か所の直営店で展開しています。

2. 厚生労働省厚生局への報告と社内調査及び返還手続について

クニカネクストでは、2026（令和 8）年 1 月 20 日頃に埼玉県川越市における過大請求の疑いを認識し、同年 2 月上旬にかけて事実確認を行ったところ、埼玉県川越市及び東京都府中市の両店舗にて過大請求の事実を認識しました。そのため、①2026（令和 8）年 2 月 16 日付け

で関東信越厚生局指導監査課に、②同年 2 月 17 日付けで関東信越厚生局東京事務所に、それぞれ事案の報告を行うとともに、①と②の管轄の店舗の全案件の調査を実施しました。また、①関東信越厚生局指導監査課に 2026（令和 8）年 3 月 10 日付けで、また、②関東信越厚生局東京事務所に同年 3 月 18 日付けで当該社内調査の結果及び社内調査によって明らかとなった事実関係を前提とした再発防止策について報告をいたしました。

なお、本件①及び②の報告と並行して、過大請求が確認された案件については療養費の請求を取り消し、保険者及び利用者さまに対する返還手続を開始いたしました。

併せて、残る京都市伏見区、大阪府守口市、滋賀県大津市の全ての店舗においても、過去 5 年間に遡って同様の事案がないか調査を実施したところ、京都市伏見区及び大阪府守口市の両店舗において過大請求の事実が判明しました。そのため、③2026（令和 8）年 4 月 8 日付けで近畿厚生局京都事務所に、④同年 4 月 17 日付けで近畿厚生局指導監査課に、それぞれ事案の報告及び社内調査によって明らかとなった事実関係を前提とした再発防止策の報告を行いました。また、併せて、過大請求が確認された案件については療養費の請求を取り消し、保険者及び利用者さまに対する返還手続を開始いたしました。

今後も、引き続き、保険者及び利用者さまに対する返還手続を実施し、適切に再発防止策を講じてまいります。

3. 調査の結果、判明した過大請求の金額について

社内調査の結果判明した過大請求の件数と金額は以下のとおりです。

なお、埼玉川越店、東京府中店、大阪守口店、京都伏見店の全店につきまして、既に保険者から納付書を受領しており、過大請求の件数及び金額（返還金額）が確定し納付まで完了しております。他方で、今後保険者から返戻書類を受領する予定であり、再請求の時期により過大請求（自己負担金含む）の金額（返還金額）は以下の記載から増減する可能性があります。

対象店舗	期間	総調査数	過大請求の件数	過大請求の金額 (返還金額)
埼玉川越店	R3.4～R8.1	3,768 件	5 件	747,775 円
東京府中店	R3.1～R8.2	5,050 件	4 件	619,000 円
京都伏見店	R3.1～R8.1	19,406 件	28 件	2,777,230 円
大阪守口店	R3.1～R8.1	7,073 件	8 件	102,355 円
滋賀大津店	R3.5～R8.1	2,931 件	0 件	0 円
		38,228 件	合計 45 件	合計 4,246,360 円

4. 再発防止策について

本件行為が発生した原因は、①施術録と療養費支給申請書の照合確認が十分に行われていなかったこと、②変形徒手矯正術加算や施術部位数の算定ルールに関する理解が不足していたこと、③請求前の管理者チェック体制が十分に機能していなかったこと、及び④視覚障がい施術者への記録・請求確認支援体制が不足していたことであると認識しています。

当社の指導・監査の下、クニカネクストにおいて、引き続き以下の再発防止策を策定し取り組んでまいります。

- ・ 三段階チェック制度の導入（請求申請前チェック体制の強化）
- ・ 施術録様式の見直し、新様式へ変更

- ・ 療養費請求マニュアルの整備（PDCA サイクルで見直し）
- ・ 内部監査の実施（年次監査）
- ・ 施術者研修の定期実施
- ・ レセプトシステムの改善（カスタマイズ又は変更）

5. 業績への影響について

本件に伴う当社の連結業績に与える影響は軽微ですが、今後、適時開示規則に基づく開示が必要な事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以上